

《事業資金用商品》

17

創業ローン

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	創業ローン（郡上市商工会連携融資）
2	お使いみち	・創業、創業後1年以内に必要な運転資金または設備資金および事業承継にかかる必要資金
3	ご利用いただける方	・次の全てを満たす法人および個人 ①郡上市商工会からの紹介が受けられる事業者 ②当金庫の営業地域内において新規に事業を開設する予定の先、創業後1年以内の事業者および事業承継者に必要な資金で事業について金庫が妥当と認めた先
4	ご融資金額	・1000万円以内（1万円単位）
5	ご融資方法	・証書貸付となります。
6	ご融資期間	・7年以内（据置期間最長1年以内を含む）
7	ご融資利率	・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。
8	ご返済方法	・毎月元金均等返済
9	担保	・不要です。 ただし、すでに根抵当権が設定してある方が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
10	手数料	・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。 ただし、ご返済方法の変更、ご融資期間内での一部繰上げ返済または全部繰上げ返済される場合には所定の手数料をいただきますので、別表の「各種手数料等のご案内」をご参照ください。
11	保証人	・法人の場合は代表者1名 ・個人の場合は不要
12	提出していただく書類	・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 <法人> ア. 創業計画書 イ. 資格、許認可を要する業種を開業する場合はその証明書 ウ. 商工会の「紹介状」 エ. 3か月以内発行の全部事項証明書 オ. 代表者の本人確認資料（運転免許証等） カ. 資金使途確認資料（見積書、請求書等） キ. その他当金庫所定書類 <個人> ア. 創業計画書 イ. 資格・許認可を要する業種を改行する場合はその証明書 ウ. 商工会の「紹介状」 エ. 本人確認資料（運転免許証等） オ. 資金使途確認資料（見積書、請求書等） カ. その他当金庫所定書類

13	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14	<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。 ・ 当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・ 詳細、ご返済の試算およびご不明な点は、営業担当者までご照会ください。